

道銀ダイレクトサービス利用規定の改定内容表（改定日 2019年8月19日）

改刷第 21.0 版：

本利用規程は改定日以降から適用されるものとします。下線の箇所を変更・追加。

改定前	改定後
<p>第4条 サービスの申込・利用手続き等</p> <p>1. 本サービス利用申込のできる方 当行に普通預金口座をお持ちの個人の方がご利用になれます。<u>また、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された方についての本サービスはご利用いただけません。本サービスをご利用いただいている方に上記手続きが開始された場合、速やかに届け出てください。この届け出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p> <p>第9条 届出事項の変更等</p> <p>1. 変更届の提出 本サービス利用口座について、使用する印鑑、氏名、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、契約者はすみやかに当行所定の書面によりサービス利用口座取引店に届け出てください。 なお、届け出事項のうち住所等当行所定の事項の変更については、端末機の操作による契約者からの依頼に基づき、インターネットでのサービスによりその届け出を受付します。その際当行は以下の各条項の定めにより取り扱います。</p>	<p>第4条 サービスの申込・利用手続き等</p> <p>1. 本サービス利用申込のできる方 当行に普通預金口座をお持ちの個人の方がご利用になれます。 【左記下線部を削除】</p> <p>第9条 届出事項の変更等</p> <p>1. 変更届の提出 本サービス利用口座について、使用する印鑑、氏名、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、契約者はすみやかに当行所定の書面によりサービス利用口座取引店に届け出てください。 なお、届け出事項のうち住所等当行所定の事項の変更については、端末機の操作による契約者からの依頼に基づき、インターネットでのサービスによりその届け出を受付します。その際当行は以下の各条項の定めにより取り扱います。</p> <p><u>2. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合</u> <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見の手続きが開始された場合は速やかに届け出てください。この届け出の前に生じた損害について当行は責任を負いませ</u></p>

2. 変更の届け出がない場合の取扱

本条第1項に定める変更の届け出がないために当行からの送信、通知が不着となったり、当行が送付する書類の到達が遅延し、または到達しなかった場合は、通常到着すべきときに到達したものとみなします。この届け出がないために契約者に損害、不利益が発生したとしても、当行はその賠償責任を負いません。

第10条 サービスの解約等

4. 強制解約

(6)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見の手続きが開始されたとき。

(7)本条第3項「サービスの停止」に該当したと当行が認め、解約が妥当と判断したとき。

(8) 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明したとき。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、

ん。

3. 変更の届け出がない場合の取扱

本条第1項に定める変更の届け出がないために当行からの送信、通知が不着となったり、当行が送付する書類の到達が遅延し、または到達しなかった場合は、通常到着すべきときに到達したものとみなします。この届け出がないために契約者に損害、不利益が発生したとしても、当行はその賠償責任を負いません。

【上記下線部を追加・変更】

第10条 サービスの解約等

4. 強制解約

【左記下線部を削除】

(6)本条第3項「サービスの停止」に該当したと当行が認め、解約が妥当と判断したとき。

(7) 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明したとき。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、

不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (9)契約者は自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(10)サービスの利用を契約者の意思により停止し、その後一年以上、利用の再開がされない場合。

第3章 インターネット・モバイルバンキングの利用

第24条 利用開始方法

1. ログインネーム・パスワードの届け出
I B・MBの利用にあたっては、「ログインネーム」・「ログインパスワード」・「確認用パスワード」が必要となり、契約者はI B・MBどちらかを最初に利用する際に、パソコンまたは携帯電話を操作し、次の方法により当行に届け出ることとしま

不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (8)契約者は自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(9)サービスの利用を契約者の意思により停止し、その後一年以上、利用の再開がされない場合。

【上記下線部を変更】

第3章 インターネット・モバイルバンキングの利用

第24条 利用開始方法

1. ログインネーム・パスワードの届け出
I B・MBの利用にあたっては、「ログインネーム」・「ログインパスワード」・「確認用パスワード」が必要となり、契約者はI B・MBどちらかを最初に利用する際に、パソコンまたは携帯電話を操作し、次の方法により当行に届け出ることとしま

す。

- (1) 初回接続時は当行が指定する仮パスワード(「初回ログインパスワード」「初回確認用パスワード」)により契約者本人確認を行います。その際には、道銀ダイレクトサービス申込時に登録した初回パスワード暗証と当行から通知された初回確認用パスワードを使用します。

す。

- (1) 初回接続時は当行が指定する仮パスワード(「初回ログインパスワード」「初回確認用パスワード」)により契約者本人確認を行います。その際には、道銀ダイレクトサービス申込時に登録した初回ログインパスワードと当行から通知された初回確認用パスワードを使用します。

【上記下線部を変更】

以上